

# 運行管理者試験問題（旅客）

（試験時間は 90 分）

平成 28 年度 第 1 回（H28 8/28 実施分）

問 1 から問 30 までについて、それぞれの設問の指示に従って解答してください。（マークシートは巻末にあります）  
（答えを一つだけ選ぶもの、複数選ぶもの、枠の中から選ぶもの等があります。）

## I. 道路運送法関係

問 1 旅客自動車運送事業に関する次の記述のうち、誤っているものを 1 つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 旅客自動車運送事業とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業であって、法令に定める一般旅客自動車運送事業及び特定旅客自動車運送事業をいう。
2. 一般旅客自動車運送事業者は、営業所ごとに配置する事業用自動車の数（自動車車庫の収容能力の増加を伴う事業用自動車の数の増加に係るものを除く。）その他の国土交通省令で定める事項に関する事業計画の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
3. 路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者は、運行計画（運行系統、運行回数その他の国土交通省令で定める事項（路線定期運行に係るものに限る。））に関する計画をいう。）を定め、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならない。
4. 一般旅客自動車運送事業者は、発地及び着地のいずれもがその営業区域外に存する旅客の運送（路線を定めて行うものを除く。）をしてはならない。

問 2 旅客自動車運送事業運輸規則に定める過労防止及び運転者の選任についての次の文中、A、B、C、Dに入るべき字句を下の枠内の選択肢（1～8）から選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 旅客自動車運送事業者は、乗務員の  の把握に努め、疾病、疲労その他の理由により  運転をし、又はその補助をすることができないおそれがある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならない。
2. 旅客自動車運送事業者は、事業計画（路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者にあつては、事業計画及び運行計画）の遂行に  事業用自動車の運転者を常時選任しておかなければならない。
3. 旅客自動車運送事業者（個人タクシー事業者を除く。）は、次の各号の一に該当する者を常時選任しておかなければならない運転者その他事業用自動車の運転者として選任してはならない。
  - 一 日日雇い入れられる者
  - 二  以内の期間を定めて使用される者
  - 三 試みの使用期間中の者（14 日を超えて引き続き使用されるに至った者を除く。）

- |         |          |         |              |
|---------|----------|---------|--------------|
| 1. 乗務状況 | 2. 3 ヶ月  | 3. 安全な  | 4. 必要な資格を有する |
| 5. 継続して | 6. 十分な数の | 7. 健康状態 | 8. 2 ヶ月      |

問3 次の記述のうち、運行管理者の行わなければならない業務として正しいものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 一般貸切旅客自動車運送事業の運行管理者にあつては、法令の規定による運行指示書を作成し、かつ、これにより事業用自動車の運転者に対し適切な指示を行い、事業用自動車の運転者に携行させ、及びその保存をすること。
2. 乗務員が有効に利用することができるように、営業所、自動車車庫その他営業所又は自動車車庫付近の適切な場所に、休憩に必要な施設を整備し、及び乗務員に睡眠を与える必要がある場合又は乗務員が勤務時間中に仮眠する機会がある場合は、睡眠又は仮眠に必要な施設を整備すること。
3. 法令の規定により、運転者に対して点呼を行い、報告を求め、確認を行い、指示を与え、記録し、及びその記録を保存し、並びに国土交通大臣が告示で定めるアルコール検知器を備え置くこと。
4. 運転者に対し、道路運送車両法第47条の2第1項及び第2項の規定による点検(日常点検)を実施し、又はその確認をすることについて、指導、監督を行うこと。

問4 次の記述のうち、旅客自動車運送事業の事業用自動車の運転者(以下「運転者」という。)に対する乗務前の点呼(運転者の所属する営業所において対面で行うものに限る。)において、運行管理者が法令の定めにより実施しなければならない事項として正しいものをすべて選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 「道路運送車両法第47条の2第1項及び第2項の規定による点検(日常点検)の実施又はその確認」について報告を求め、及び確認を行う。
2. 「酒気帯びの有無」について、報告を求めるとともに、運転者の状態を目視等で確認するほか、当該運転者の属する営業所に備えられたアルコール検知器(国土交通大臣が告示で定めるもの。)を用いて確認を行う。
3. 「疾病、疲労その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無」について報告を求め、確認を行う。
4. 「出庫時刻及び帰庫時刻」について確認を行う。
5. 「事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示」を与える。

問5 次の自動車事故に関する記述のうち、一般旅客自動車運送事業者が自動車事故報告規則に基づく国土交通大臣への報告を要しないものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 乗客10名が乗車する事業用自動車踏切を通過中、その先の道路が渋滞していたため前車に続き停車したところ、当該自動車の後部が踏切内に残った状態となった。渋滞が続いたため乗客を退避させたところ、その直後に進行してきた列車と接触事故を起こした。
2. 事業用自動車が左折したところ、左後方から走行してきた自転車を巻き込む事故を起こした。この事故で当該自転車に乗車していた者に20日間の医師の治療を要する傷害を生じさせた。
3. 事業用自動車の運転者が運転操作を誤り、当該事業用自動車が道路の側壁に衝突した後、運転席側を下にして横転した状態で道路上に停車した。この事故で、当該運転者が14日間の医師の治療を要する傷害を負った。
4. 事業用自動車が乗客を乗せ走行していたところ、運転者は意識がもうろうとしてきたので直近の駐車場に駐車させて乗客を降ろした。しかし、その後も容体が回復しなかったため、運行を中断した。なお、その後、当該運転者は脳梗塞と診断された。

問6 次の記述のうち、旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者(以下「運転者」という。)が遵守しなければならない事項として、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 運転者は、運行中疾病、疲労、天災その他の理由により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、その旨を当該旅客自動車運送事業者に申し出ること。
2. 一般乗用旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者は、食事若しくは休憩のため運送の引受けをすることができない場合又は乗務の終了等のため車庫若しくは営業所に回送しようとする場合には、回送板を掲出すること。
3. 運転者は、乗務を終了したときは、交替する運転者に対し、乗務中の当該の事業用自動車、道路及び運行状況について通告すること。この場合において、乗務する運転者は、当該自動車の制動装置、走行装置その他の重要な部分の機能について点検すること。
4. 事業用自動車の故障等により踏切内で運行不能となったときは、速やかに列車に対し適切な防護措置をとり、その後、旅客を誘導して退避させること。

問7 一般旅客自動車運送事業者(以下「事業者」という。)の事業用自動車の運行の安全を確保するために、特定の運転者に対して行わなければならない国土交通省告示で定める特別な指導等に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 事業者は、事業用自動車の運転者として新たに雇い入れた者であって雇入れの日前3年間に初任診断(初任運転者のための適性診断として国土交通大臣が認定をしたもの。)を受診したことがない者(個人タクシー事業者を除く。)には、当該事業者において事業用自動車の運転者として選任する前に当該初任診断を受診させる。ただし、やむを得ない事情がある場合は、事業用自動車に乗務を開始した後1ヵ月以内に実施する。
2. 事業者は、高齢運転者に対する特別な指導については、国土交通大臣が認定した高齢運転者のための適性診断の結果を踏まえ、個々の運転者の加齢に伴う身体機能の変化の程度に応じた事業用自動車の安全な運転方法等について運転者自らが考えるよう指導する。この指導は、適性診断の結果が判明した後1ヵ月以内に実施する。
3. 特別な指導を要する事故惹起運転者とは、死者又は重傷者(法令で定めるもの。)を生じた交通事故を引き起こした運転者及び軽傷者(法令で定めるもの。)を生じた事故を引き起こし、かつ、当該事故前の3年間に交通事故を引き起こしたことがある運転者をいう。
4. 事故惹起運転者に対する特別な指導は、当該交通事故を引き起こした後再度事業用自動車に乗務する前に実施する。なお、外部の専門的機関における指導講習を受講する予定である場合はこの限りでない。

問8 一般旅客自動車運送事業者(以下「事業者」という。)の運行管理者の選任等に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 100両の一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車の運行を管理する営業所にあつては、法令の規定上運行管理者を3名以上選任しなければならない。
2. 事業者は、法令に規定する運行管理者資格者証を有する者又は、国土交通大臣が告示で定める運行の管理に関する講習であつて国土交通大臣の認定を受けたもの(基礎講習)を修了した者のうちから、運行管理者の業務を補助させるための者(補助者)を選任することができる。
3. 事業者は、次の①又は②の場合には、当該事故又は当該処分(当該事故に起因する処分を除く。以下「事故等」という。)に係る営業所に属する運行管理者に、事故等があつた日の属する年度及び翌年度(やむを得ない理由がある場合にあつては、当該年度の翌年度及び翌々年度、国土交通省令の規定により既に当該年後に基礎講習又は一般講習を受講させた場合にあつては、翌年度)に基礎講習又は一般講習を受講させなければならない。
  - ①死者又は重傷者(法令に定める傷害を受けた者)を生じた事故(以下「事故」という。)を引き起こした場合
  - ②道路運送法第40条(許可の取消し等)の規定による処分(輸送の安全に係るものに限る。以下「処

分」という。)の原因となった違反行為をした場合

4. 事業者は、事故を引き起こした場合又は処分の原因となった違反行為をした場合には、これに係る営業所に属する運行管理者(当該営業所に複数の運行管理者が選任されている場合にあつては、統括運行管理者及び事故等について相当の責任を有する者として運輸支局長等が指定した運行管理者)に、当該事故の報告書を運輸支局長等に提出した日又は当該処分のあつた日から1年(やむを得ない理由がある場合にあつては、1年6ヵ月)以内においてできる限り速やかに特別講習を受講させなければならない。

## II. 道路運送車両法関係

問9 自動車の登録等についての次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 登録自動車の所有者の住所に変更があつたときは、所有者は、その事由があつた日から15日以内に、国土交通大臣の行う変更登録の申請をしなければならない。
2. 自動車の使用者は、自動車検査証の記載事項について変更があつたときは、法令で定める場合を除き、その事由があつた日から15日以内に、当該事項の変更について、国土交通大臣が行う自動車検査証の記入を受けなければならない。
3. 臨時運行の許可を受けた自動車を運行の用に供する場合には、臨時運行許可番号標及びこれに記載された番号を見やすいように表示し、かつ、臨時運行許可証を備え付けなければならない。また、当該臨時運行許可証の有効期間が満了したときは、その日から15日以内に、当該臨時運行許可証及び臨時運行許可番号標を行政庁に返納しなければならない。
4. 登録自動車の所有者は、当該自動車の自動車登録番号標の封印が滅失した場合には、国土交通大臣又は封印取付受託者の行う封印の取付を受けなければならない。

問10 自動車の検査等についての次の記述のうち、正しいものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 自動車運送事業の用に供する自動車は自動車検査証を当該自動車又は当該自動車の所属する営業所に備え付けなければ、運行の用に供してはならない。
2. 自動車の使用者は、継続検査を申請する場合において、道路運送車両法第67条(自動車検査証の記載事項の変更及び構造等変更検査)の規定による自動車検査証の記入の申請をすべき事由があるときは、あらかじめその申請をしなければならない。
3. 初めて自動車検査証の交付を受ける乗車定員7人の旅客を運送する自動車運送事業の用に供する自動車については、当該自動車検査証の有効期間は2年である。
4. 自動車検査証の有効期間の起算日は、当該自動車検査証を交付する日又は当該自動車検査証に有効期間を記入する日とする。ただし、自動車検査証の有効期間が満了する日の1ヶ月前から当該期間が満了する日までの間に継続検査を行い、当該自動車検査証に有効期間を記入する場合は、当該自動車検査証の有効期間が満了する日の翌日とする。



原動機付自転車は追い越すことができる。

3. 車両は、道路のまがりかど付近、勾配の急な上り坂又は勾配の急な下り坂の道路の部分においては、他の車両（軽車両を除く。）を追い越すため、進路を変更し、又は前車の側方を通過してはならない。
4. 車両は、法令の規定若しくは警察官の命令により、又は危険を防止するため、停止し、若しくは停止しようとして徐行している車両等に追いついたときは、その前方にある車両等の側方を通過して当該車両等の前方に割り込み、又はその前方を横切ってはならない。

問 15 道路交通法に定める過労運転に係る車両の使用者に対する指示についての次の文中、A、B、C、Dに入るべき字句としていずれか正しいものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

車両の運転者が道路交通法第 66 条(過労運転等の禁止)の規定に違反して過労により  ができないおそれがある状態で車両を運転する行為(以下「過労運転」という。)を当該車両の使用者(当該車両の運転者であるものを除く。)の業務に関してした場合において、当該過労運転に係る  が当該車両につき過労運転を防止するため必要な  を行っているとは認められないときは、当該車両の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会は、当該車両の使用者に対し、過労運転が行われることのないよう運転者に指導し又は助言することその他過労運転を防止するため  ことを指示することができる。

- |   |                |             |
|---|----------------|-------------|
| A | 1. 運行の維持、継続    | 2. 正常な運転    |
| B | 1. 車両の使用者      | 2. 車両の所有者   |
| C | 1. 運行の管理       | 2. 労務の管理    |
| D | 1. 必要な施設等を整備する | 2. 必要な措置をとる |

問 16 道路標識等により停車及び駐車が禁止されている場所(法令の規定若しくは警察官の命令により、又は危険を防止するため一時停止する場合を除く。)に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 車両は、乗合自動車又はトロリーバスが停留所において乗客の乗降のため停車するとき等を除き、交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂又はトンネルにおいては、停車し、又は駐車してはならない。
2. 車両は、乗合自動車又はトロリーバスが停留所において乗客の乗降のため停車するとき等を除き、横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に 10 メートル以内の道路の部分においては、停車し、又は駐車してはならない。
3. 車両は、人の乗降、貨物の積卸し、駐車又は自動車の格納若しくは修理のため道路外に設けられた施設又は場所の道路に接する自動車用の出入口から 3 メートル以内の部分においては、駐車してはならない。
4. 車両は、法令の規定により駐車する場合に当該車両の右側の道路上に 3.5 メートル(道路標識等により距離が指定されているときは、その距離)以上の余地がないこととなる場所においては、駐車してはならない。

問 17 車両等の運転者の遵守事項に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 車両等の運転者は、道路の左側部分に設けられた安全地帯の側方を通過する場合において、当該安全地帯に歩行者がいるときは、徐行しなければならない。

2. 車両等の運転者は、高齢の歩行者でその通行に支障のあるものが通行しているときは、一時停止し、又は徐行して、その歩行者の通行を妨げないようにしなければならない。
3. 車両等の運転者は、児童、幼児等の乗降のため、車両の保安基準に関する規定に定める非常点滅表示灯をつけて停車している通学通園バスの側方を通過するときは、できる限り安全な速度と方法で進行しなければならない。
4. 車両等の運転者は、身体障害者用の車いすが通行しているとき、目が見えない者が道路交通法に基づく政令(以下「政令」という。)で定めるつえを携え、若しくは政令で定める盲導犬を連れて通行しているとき、耳が聞こえない者若しくは政令で定める程度の身体の障害のある者が政令で定めるつえを携えて通行しているときは、一時停止し、又は徐行して、その通行又は歩行を妨げないようにしなければならない。

#### IV. 労働基準法関係

問 18 労働基準法(以下「法」という。)に定める労働契約等についての次の記述のうち、正しいものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 使用者は、労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のために休業する期間及びその後 6 週間並びに産前産後の女性が法第 65 条(産前産後)の規定によって休業する期間及びその後 6 週間は、解雇してはならない。
2. 労働者が、退職の場合において、使用期間、業務の種類、その事業における地位、賃金又は退職の事由(退職の事由が解雇の場合にあつては、その理由を含む。)について証明書を請求した場合においては、使用者は、遅滞なくこれを交付しなければならない。
3. 使用者は、労働者を解雇しようとする場合においては、法第 20 条の規定に基づき、少なくとも 14 日前にその予告をしなければならない。14 日前に予告をしない使用者は、14 日分以上の平均賃金を支払わなければならない。
4. 法第 20 条(解雇の予告)の規定は、法に定める期間を超えない限りにおいて、「日日雇い入れられる者」、「2 ヶ月以内の期間を定めて使用される者」、「季節的業務に 4 ヶ月以内の期間を定めて使用される者」又は「試の使用期間中の者」のいずれかに該当する労働者については適用しない。

問 19 労働基準法及び労働安全衛生法の定める健康診断に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 事業者は、常時使用する労働者を雇い入れるときは、当該労働者に対し、労働安全衛生規則(以下、「衛生規則」という。)に定める既往歴及び業務歴の調査等の項目について医師による健康診断を行わなければならない。ただし、医師による健康診断を受けた後、6 ヶ月を経過しない者を雇い入れる場合において、その者が当該健康診断の結果を証明する書面を提出したときは、当該健康診断の項目に相当する項目については、この限りでない。
2. 事業者は、常時使用する労働者(深夜業を含む業務等衛生規則に定める業務に従事する労働者を除く。)に対し、1 年以内ごとに 1 回、定期的に、衛生規則に定める所定の項目について医師による健康診断を行わなければならない。
3. 事業者は、深夜業を含む業務に常時従事する労働者に対し、当該業務への配置替えの際及び 6 カ月以内ごとに 1 回、定期的に、衛生規則に定める所定の項目について医師による健康診断を行わなければならない。
4. 事業者は、衛生規則で定めるところにより、深夜業に従事する労働者が、自ら受けた健康診断の結果を証明する書面を事業者に提出した場合において、その健康診断の結果(当該健康診断の項目に異常の所見があると診断された労働者に係るものに限る。)に基づく医師からの意見聴取は、当

該健康診断の結果を証明する書面が事業者に提出された日から2ヵ月以内に行わなければならない。

問 20 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」に定める目的等についての次の文中、A、B、C、Dに入るべき字句を次の枠内の選択肢(1~8)から選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. この基準は、自動車運転者(労働基準法(以下「法」という。)第9条に規定する労働者であって、の運転の業務(厚生労働省労働基準局長が定めるものを除く。)に主として従事する者をいう。)の労働時間等の改善のための基準を定めることにより、自動車運転者の労働時間等のを図ることを目的とする。
2. 労働関係の当事者は、この基準を理由として自動車運転者の労働条件を低下させてはならないことはもとより、そのに努めなければならない。
3. 使用者は、季節的繁忙その他の事情により、法第36条第1項の規定に基づき臨時に又は休日に労働させる場合においても、その時間数又は日数を少なくするように努めるものとする。

1. 二輪以上の自動車	2. 四輪以上の自動車	3. 労働条件の向上
4. 労働契約の遵守	5. 向上	6. 維持
7. 労働時間を延長し、	8. 休息期間を短縮し、	

問 21 一般乗用旅客自動車運送事業以外の旅客自動車運送事業(以下「バス事業」という。)の「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(以下「改善基準」という。)において厚生労働省労働基準局長の定める「一般乗用旅客自動車運送事業以外の事業に従事する自動車運転者の拘束時間及び休息期間の特例について(以下、「特例基準」という。)に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 使用者は、業務の必要上やむを得ない場合には、当分の間、改善基準第5条の4週間を平均し1週間当たりの拘束時間及び1日(始業時刻から起算して24時間をいう。以下同じ。)の拘束時間等の規定にかかわらず、次の条件の下でバス事業に従事する運転者(以下「バス運転者」という。)を隔日勤務に就かせることができる。  
(1)2暦日における拘束時間は、一定の要件に該当する場合を除き、21時間を超えてはならない。  
(2)勤務終了後、継続20時間以上の休息期間を与えなければならない。
2. 使用者は、業務の必要上、バス運転者(隔日勤務に就く運転者以外のもの。)に勤務の終了後継続8時間以上の休息期間を与えることが困難な場合には、当分の間、一定期間における全勤務回数<sup>2</sup>の2分の1を限度に休息期間を拘束時間の途中及び拘束時間の経過直後に分割して与えることができるものとする。この場合において、分割された休息期間は、1日において1回当たり継続4時間以上、合計10時間以上でなければならないものとする。
3. 使用者は、バス運転者(隔日勤務に就く運転者以外のもの。)が同時に1台の事業用自動車に2人以上乗務する場合(車両内に身体を伸ばして休息することができる設備がある場合に限る。)においては、1日についての最大拘束時間を20時間まで延長することができる。
4. バス運転者が勤務の途中においてフェリーに乗船する場合における拘束時間及び休息期間は、フェリー乗船時間(乗船時刻から下船時刻まで)のうち、2時間(フェリー乗船時間が2時間未満の場合は、その時間)については拘束時間として取り扱い、その他の時間は休息期間として取り扱うものとし、この休息期間とされた時間を改善基準第5条の規定及び特例基準により与えるべき休息期間の時間から減算することができるものとする。ただし、その場合においても、減算後の休息期間は、2人乗務の場合を除き、フェリー下船時刻から勤務終了時刻までの間の時間の3分の1を下回ってはならない。

問 22 下表は、一般乗用旅客自動車運送事業に従事する自動車運転者であって隔日勤務に就くものの勤務状況の例を示したものであるが、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(以下「改善基準」という。)に定める拘束時間に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。



ただし、1 ヶ月についての拘束時間の延長に関する労使協定はないものとし、及び、車庫待ち等による就労形態の自動車運転者ではないものとする。

日	始業時刻 (午前)		終業時刻 (午前)
1	7:00	～	
2			3:00
3	7:00	～	
4			4:00
5	公 休		
6	公 休		
7	7:00	～	
8			3:00
9	6:00	～	
10			3:00
11	7:00	～	
12			4:00
13	公 休		
14	公 休		
15	6:00	～	
16			3:00
17	7:00	～	
18			3:00
19	公 休		
20	7:00	～	
21			4:00
22	6:00	～	
23			3:00
24	6:00	～	
25			3:00
26	公 休		
27	公 休		
28	6:00	～	
29			3:00
30	5:00	～	
31			3:00

1 ヶ月(1日から31日) の拘束時間計
250 時間

1. 2 暦日についての拘束時間が改善基準に違反する勤務は 2 回あるが、1 ヶ月の拘束時間は改善基準に違反していない。
2. 2 暦日についての拘束時間が改善基準に違反する勤務が 2 回あり、かつ、1 ヶ月の拘束時間が改善基準に違反している。
3. 2 暦日についての拘束時間が改善基準に違反する勤務は 1 回あるが、1 ヶ月の拘束時間は改善基準に違反していない。
4. 2 暦日についての拘束時間が改善基準に違反する勤務は 1 回あり、かつ、1 ヶ月の拘束時間は改善基準に違反している。

問 23 下表は、貸切バスの運転者の 52 週間における各 4 週間を平均した 1 週間当たりの運転時間の例を示したものであるが、このうち、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」に適合しているものを 2 つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。ただし、「4 週間を平均し 1 週間当たりの運転時間の延長に関する労使協定」があるものとする。

1.

	1～ 4 週	5～ 8 週	9～ 12 週	13～ 16 週	17～ 20 週	21～ 24 週	25～ 28 週	29～ 32 週	33～ 36 週	37～ 40 週	41～ 44 週	45～ 48 週	49～ 52 週	52 週間の 運転時間
4 週間を平均した 1 週間当たりの 運転時間	37 時間	36 時間	44 時間	37 時間	36 時間	44 時間	43 時間	38 時間	37 時間	44 時間	39 時間	40 時間	44 時間	2,076 時間

2.

	1～ 4 週	5～ 8 週	9～ 12 週	13～ 16 週	17～ 20 週	21～ 24 週	25～ 28 週	29～ 32 週	33～ 36 週	37～ 40 週	41～ 44 週	45～ 48 週	49～ 52 週	52 週間の 運転時間
4 週間を平均した 1 週間当たりの 運転時間	39 時間	36 時間	38 時間	45 時間	38 時間	40 時間	35 時間	41 時間	44 時間	40 時間	36 時間	44 時間	40 時間	2,064 時間

3.

	1～ 4 週	5～ 8 週	9～ 12 週	13～ 16 週	17～ 20 週	21～ 24 週	25～ 28 週	29～ 32 週	33～ 36 週	37～ 40 週	41～ 44 週	45～ 48 週	49～ 52 週	52 週間の 運転時間
4 週間を平均した 1 週間当たりの 運転時間	37 時間	36 時間	44 時間	38 時間	36 時間	40 時間	44 時間	38 時間	40 時間	39 時間	39 時間	44 時間	43 時間	2,072 時間

4.

	1～ 4 週	5～ 8 週	9～ 12 週	13～ 16 週	17～ 20 週	21～ 24 週	25～ 28 週	29～ 32 週	33～ 36 週	37～ 40 週	41～ 44 週	45～ 48 週	49～ 52 週	52 週間の 運転時間
4 週間を平均した 1 週間当たりの 運転時間	37 時間	36 時間	44 時間	39 時間	37 時間	38 時間	40 時間	37 時間	40 時間	44 時間	40 時間	44 時間	44 時間	2,080 時間

## V. 実務上の知識

問 24 運行管理の意義、運行管理者の役割等に関する次の記述のうち、適切なものには解答用紙の「適」の欄に、適切でないものには解答用紙の「不適」の欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 運行管理者は、事業者にとって法令に定められた事業用自動車の運行の安全確保に関する業務を行い、交通事故を防止するという重要な役割を果たすことが求められていることから、運行管理者以外に複数の補助者を選任し運行管理業務にあたらせ、運行管理者は運行管理に関し、これらの補助者の指導・監督のみを行っている。
2. 運行管理者は、運行の安全に関する、改善すべき点及び運転者その他の従業員の「現場の声」を踏まえた対策について、事業者に対し積極的に助言を行い、運行の安全確保を図ることも重要な役割である。
3. 運行管理者は、運転者の指導教育を実施していく際、運転者一人ひとりの個性に応じた助言・指導(カウンセリング)を行うことも重要である。そのためには、日頃から運転者の性格や能力、事故歴のほか、場合によっては個人的な事情についても把握し、そして、これらに基づいて助言・指導を積み重ねることによって事故防止を図ることも重要な役割である。
4. 運行管理者は、自社の営業所において重大事故が発生したため、直ちに、情報の収集を行い、事故の直接的及び間接的な要因として考えられる事故原因について分析を行い、必要な再発防止策を検討・作成した。しかし、対策の実施及びその時期は事業者の責任で行うべきであるので、これらの対策の実施を事業者に助言しなかった。

問 25 点呼の実施に関する次の記述のうち、適切なものには解答用紙の「適」の欄に、適切でないものには解答用紙の「不適」の欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. A営業所においては、運行管理者は昼間のみの勤務体制となっている。しかし、運行管理者が不在となる時間帯の点呼が当該営業所における点呼の総回数の7割を超えていることから、その時間帯における点呼については、事業者が選任した複数の運行管理者の補助者に実施させている。運行管理者は、点呼を実施した当該補助者に対し、当該点呼の実施内容の報告を求める等十分な指導及び監督を行っている。
2. 運行管理者が乗務前の点呼において、運転者に対して酒気帯びの有無を確認しようとしたところ、営業所に設置されているアルコール検知器が停電によりすべて使用できなかったことから、当該運行管理者は、運転者に携帯させるために営業所に備えてある携帯型アルコール検知器を使用して酒気帯びの有無を確認した。
3. 定期健康診断の結果、すべて異常なしとされた運転者については、健康管理が適切に行われ健康に問題がないと判断され、また、健康に問題があるときは、事前に運行管理者等に申し出るよう指導している。このため、乗務前の点呼における疾病、疲労等により安全な運転をすることができないおそれがあるか否かの確認は、本人から体調不良の報告があった場合に限り、行うこととしている。
4. 以前に自社の運転者が自動車運転免許の効力の停止の処分を受けているにもかかわらず、事業用自動車を運転していた事案が発覚したことがあったため、運行管理規程に乗務前の点呼における実施事項として、自動車運転免許証の提示及び確認について明記した。運行管理者は、その後、乗務前の点呼の際の自動車運転免許証の確認は、各自の自動車運転免許証のコピーによる確認を行い、再発防止を図っている。

問 26 運行管理者の業務上の措置等に関する次の記述のうち、適切なものには解答用紙の「適」の欄に、適切でないものには解答用紙の「不適」の欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 運行管理者は、運転者に対し乗務前の点呼を実施したところ、当該運転者から「乗務する事業用自動車のワイパーブレードの劣化により払拭状態が不良である」との報告を受けた。運行管理者は、本日の天気は晴れとの予報なので運行には差し支えないと考え、整備管理者に確認を求めず出庫させた。
2. 運行管理者は、道路運送法その他の法令に基づく運転者の遵守すべき事項に関する知識のほか、事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転に関する技能及び知識について、運転者に対する適切な指導及び監督をしなければならない。ただし、その実施については、個々の運転者に関する技能あるいは過去の運転の経験等に応じて適切な時期に行えばよく、必ずしも継続的、計画的に行わなくてもよい。
3. 4年前まで他の一般乗合旅客自動車運送事業者において事業用自動車の運転者として常時選任されていた者を一般乗合旅客自動車運送事業の運転者として常時選任するために新たに雇い入れた。このため、運行管理者は初任運転者に対する適性診断を受診させるとともに、特別な指導を当該運転者に行った後、事業用自動車に乗務させた。
4. 運行管理者は、乗務終了後の点呼において乗務記録を回収したところ、運転者が記載した筆跡がいつもと異なることに気づいたため、当該運転者に状況を確認した。本人からは、最近ときどき手にしびれが出るが大事ではないとのことであったので、念のためその状況を家族に連絡したが、医師の診断を受けるようにとの指導は行わなかった。

問 27 自動車の特性に関する次の記述のうち、適切なものには解答用紙の「適」の欄に、適切でないものには解答用紙の「不適」の欄にマークしなさい。

1. 自動車のハンドルを切り旋回した場合、左右及び前後輪はそれぞれ別の軌跡を通る。ハンドルを左に切った場合、左側の後輪が左側の前輪の軌跡に対し内側を通ることとなり、この前後輪の軌跡の差を内輪差という。ホイールベースの長い大型車ほどこの内輪差が大きくなる。したがって、このような大型車を運転する運転者に対し、交差点での左折時には、内輪差による歩行者や自転車等との接触、巻き込み事故に注意するよう指導する必要がある。
2. 前方の自動車を大型車と乗用車から同じ距離で見た場合、それぞれの視界や見え方が異なり、運転者席が高い位置にある大型車の場合は車間距離に余裕がないように感じ、乗用車の場合は車間距離に余裕があるように感じやすくなる。したがって、運転者に対して、運転する自動車による車間距離の見え方の違いに注意して、適正な車間距離をとるよう指導する必要がある。
3. 平成 26 年中に、事業用自動車のうちハイヤー・タクシーが第 1 当事者となった人身事故件数は 1 万 6 千件超である。事故内容別発生状況を見ると、追突事故と出会い頭事故が多く発生しており、事業者にとって追突・出会い頭事故対策は重要な課題となっている。このため、運転者に対して、適正な車間距離の確保や見通しの悪い箇所での安全確認等を徹底し、事故の防止を図るために指導を続ける必要がある。
4. 交通事故の中には、二輪車と四輪車が衝突することによって発生する事故が少なくない。このような事故を防止するためには、四輪車の運転者から二輪車が、二輪車の運転者から四輪車がどのように見えているのか理解しておく必要がある。四輪車を運転する場合、二輪車に対する注意点として、①二輪車も四輪車と同じように急に停車できない。②二輪車は死角に入りやすく、その存在に気づきにくい。③二輪車は速度が遅く感じたり、距離が実際より遠くに見えたりする。したがって、運転者に対して、このような二輪車に関する注意点を指導する必要がある。

問 28 事業用自動車の運転者の健康管理及び就業における判断・対処に関する次の記述のうち、適切なものには解答用紙の「適」の欄に、適切でないものには解答用紙の「不適」の欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

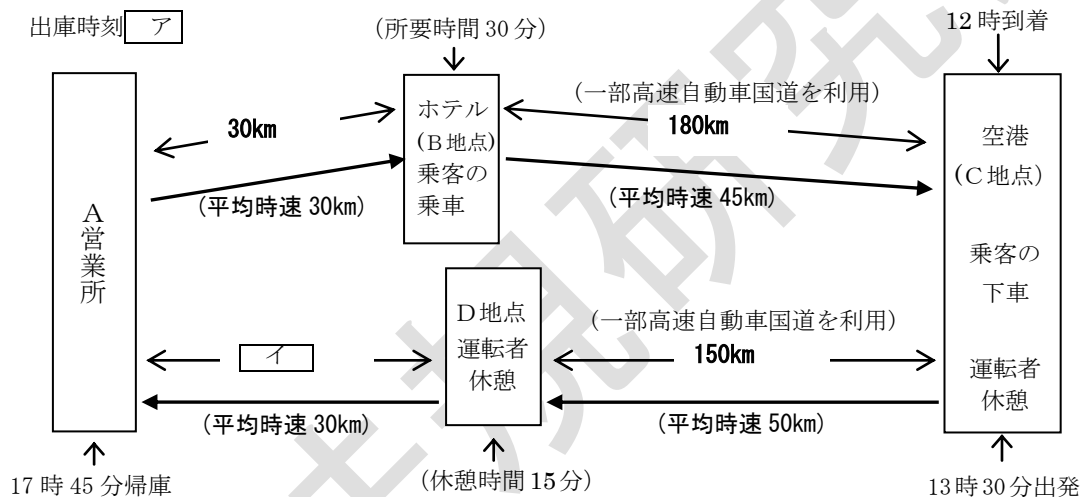
1. 事業者は、運転者の自動車の運転に支障を及ぼすおそれがある脳血管疾患及び心疾患等に係る外見上の前兆や自覚症状等を確認し、総合的に判断して必要と認められる場合には、運転者に医師の診断等を受診させ所見に応じた精密検査を受けさせてその結果を常に把握するとともに、医師から結果に基づく運転者の乗務に係る意見を聴取する。
2. 運転者は、営業所に帰庫する途中で体調が悪くなり、このままでは運行の継続ができないと判断し、近くの場所に安全に駐車して運行管理者に連絡をした。運行管理者は、運転者に対し、しばらくその場所にて休憩を取り、営業所にも近いことから、自らの判断で運行を再開するよう指示した。
3. 漫然運転や居眠り運転の原因の一つとして、睡眠時無呼吸症候群(SAS)と呼ばれている病気がある。この病気は、狭心症や心筋梗塞などの合併症を引き起こすおそれはないが、安全運転を続けていくためには早期の治療が不可欠であることから、運転者に対しSASの症状などについて理解させるよう指導する必要がある。
4. 健康へのリスクの少ない節度ある適度な飲酒の目安としては、純アルコール 20 グラム(以下「1 単位」という。)と言われている。その 1 単位(アルコール 5%のビールの場合約 500 ミリリットル)のアルコールを処理するための必要な時間の目安は、概ね 4 時間とされているので、事業者は、これらを参考に個人差を考慮して、社内教育の中で酒気帯び運転防止の観点から酒類の飲み方等についても指導を行っている。

問 29 旅行業者から貸切バス事業者に対し、ホテル(B地点)に滞在する団体客を空港(C地点)に 12 時まで  
に到着させるよう運送の依頼があった。これを受けて、運行管理者として運行指示書を作成し、運転者  
に指示するため、次に示す「当日の運行計画を策定するための前提条件」に基づき運行計画を立てた。

この事業用自動車の運行に関する次のア～ウについて解答しなさい。なお、解答にあたっては、「当日  
の運行計画を策定するための前提条件」に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

【当日の運行計画を策定するための前提条件】

- A 営業所を出庫し、30 キロメートル離れたホテル(B地点)まで平均時速 30 キロメートルで走行する。
- ホテル(B地点)において団体客のバスへの乗車に要する時間を 30 分とする。
- ホテル(B地点)から 180 キロメートル離れた空港(C地点)までの間、一部高速自動車国道を利用し、  
平均時速 45 キロメートルで走行して、空港(C地点)に 12 時に到着する。
- 団体客の下車後、1 時間の休憩をとる。休憩後、A 営業所に帰庫するため、空港(C地点)を 13 時 30  
分に出発、一部高速自動車国道を利用し、150 キロメートル先のD地点まで平均時速 50 キロメートル  
で走行して到着後、15 分の休憩をとる。
- D地点からA 営業所まで平均時速 30 キロメートルで走行して、A 営業所に 17 時 45 分に帰庫する。



ア 空港(C地点)に 12 時に到着させるためにふさわしいA 営業所の出庫時刻について、次の 1～4 の中  
から正しいものを 1 つ選び解答用紙にマークしなさい。

1. 6時30分    2. 7時00分    3. 7時30分    4. 8時00分

イ D地点とA 営業所間の距離について、次の 1～4 の中から正しいものを 1 つ選び解答用紙にマークし  
なさい。

1. 15 キロメートル    2. 30 キロメートル  
3. 45 キロメートル    4. 60 キロメートル

ウ 当日の全運行において、連続運転時間は「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」に照ら  
し、違反しているか否かについて、次の 1～2 の中から正しいものを 1 つ選び解答用紙にマークしな  
さい。

1. 違反していない    2. 違反している

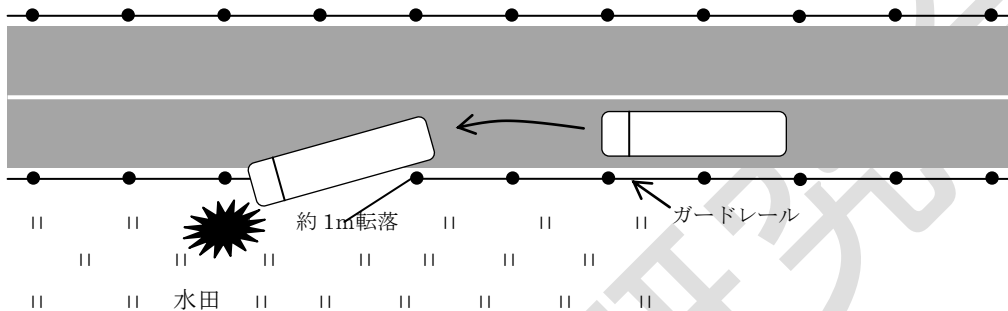
問 30 運行管理者が、次の貸切バスの事故報告に基づき、この事故の要因分析を行ったうえで、同種事故の再発防止及び被害軽減の対策として、最も直接的に有効と考えられる組合せを、下の枠内の選択肢(1~8)から1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、<事故の概要>及び<事故関連情報>に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

<事故概要>

貸切バスの運転者は、営業所に6時前に出勤し、運行管理者の乗務前点呼を受けて7時10分にワンマン運転により出庫した。貸切バス(定員47名)は、指定された場所にて8時に乗客39名を乗せ、その後、目的地に向かった。9時頃時速約50キロメートルで運行中、運転者はくも膜下出血により意識を喪失した、このため、当該バスは左側のガードレールを突き破り、約1メートル下の水田に転落した。

この事故により、当該バスの運転者は死亡、乗客2名が重傷、33名が軽傷を負った。

当該バスの運転者の死因は、内因性のくも膜下出血と断定されており、現場にブレーキ痕がないことから、事故直前に発症して意識を失ったと推定される。



<事故関連情報>

- 当該運転者は6時50分に乗務前点呼を受け、7時10分に出庫、8時に客扱いを開始し、8時30分に出発した。
- 乗務前点呼時、運行管理者は運転者の健康状態について、本人から特に申し出がなかったため、健康上の異常はないと判断した。
- 当該運転者は、事故日前1ヵ月間の勤務において、夜間ワンマン運行が4回あり、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」に関する軽微な違反が1回あった。
- 当該営業所は、宿直と日勤の組み合わせにより、運行管理者若しくは補助者が点呼時に点呼できる勤務体制としており、適正に実施されていた。
- 当該運転者は、適性診断を年度計画に沿って受診しており、結果に応じた個別指導を受けていた。
- 当該運転者は、高血圧と高脂血症の持病を抱えていたが、健康診断の受診は不十分であり、事業者は労働安全衛生法で規定する深夜業従事者に対する定期健康診断を受診させていなかった。
- 事業者は、当該運転者に対し道路交通法違反に関する個別の指導は行っていたが、個別の疾病の予兆の把握や予防方法など、健康管理に関する指導は行っていなかった。
- 法令に定められた日常点検整備及び定期点検整備は実施されていた。
- 乗客に対するシートベルト着用の案内が徹底されていないこともあり、事故発生時、39名の乗客の半数はシートベルトを着用していなかった。

<事故の再発防止及び被害軽減対策>

- ア 適性診断の結果により、運転者個人が持っている運転行動におけるくせを見出し、長所を伸ばし、また、短所は改善することで安全運転への意識を高める。
- イ 運転者に対し、法定健康診断を確実に実施するとともに、健康管理、生活習慣管理などに関して産業医等と連携して指導を行い、常に健康状態の把握を行う。
- ウ 乗務前点呼時において、運転者の酒気帯びの有無、健康状態及び疲労の度合いなどについて確認し、特に個別疾病を治療中の運転者については、安全な運転ができる状態かどうかを判断する。
- エ 運転者に対し身体の異常を早期に発見できるよう疾病などの知識の向上を図るとともに、疾病の症状を感じたら早急に医療機関で診断を受けさせることとする。また、疾病などが交通事故の要因となるおそれがあることを理解させ、日頃の生活習慣の改善を指導する。
- オ 運行経路等の調査と合わせて、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」の違反が発生しないよう、運行の安全に係る指示について、運行指示書を作成して、運転者に適切に指示するとともに、これを携行させる。
- カ 旅客自動車運送事業は、公共的な輸送事業であり、旅客を安全かつ確実に輸送することが社会的使命であることを運転者に十分認識させる。
- キ シートベルトの装着が、事故の衝撃を軽減し、乗客の命を守り、外傷の程度を軽くする効果が高いことを認識させ、乗客全員のシートベルト着用を徹底する。
- ク 法令に定められた日常点検整備及び定期点検整備を確実に実施する。

- |            |            |
|------------|------------|
| 1. ア・イ・ウ・ク | 2. ア・イ・オ・キ |
| 3. ア・エ・オ・カ | 4. ア・エ・キ・ク |

5. イ・ウ・エ・キ  
7. ウ・オ・カ・キ

6. イ・ウ・カ・ク  
8. エ・オ・カ・ク

## 平成 28 年度第 1 回 運行管理者試験問題（旅客） 解答と解説

問題番号	解答と解説
問 1	正解 2 1 ○ 運送法第 2 条第 3 項、第 3 条 正しい。 2 × 営業所ごとに配置する事業用自動車の数に関する事業計画の変更をしようとするときはあらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出。運送法第 15 条 3 ○ 運送法第 15 条の 3 路線定期運行の運行計画(運行回数、発着時刻等)は事前届 4 ○ 運送法第 20 条
問 2	正解 A-7 B-3 C-6 D-8 1 運輸規則第 21 条第 5 項 健康状態の把握に努め、安全な運転をさせること。 2 運輸規則第 35 条 事業計画の遂行に十分な数の運転者を常時選任する 3 運輸規則第 36 条 日日雇い入れられる者、2 ヶ月以内の期間を定めて使用される者、試みの使用期間中の者(14 日を超えて引き続き使用されるに至ったものを除く)は、運転者として選任してはならない。
問 3	正解 1、4 1 ○ 貸切の場合は運行指示書、乗合は運転基準図及び運行表、乗用は地図を備える。 2 × 休憩仮眠施設に関しては運行管理者は、管理のみ行う。 3 × アルコール検知器を備えおくのは事業主の業務。運行管理者は常時有効に保持すること。 4 ○ 運転者に対する指導、監督は運行管理者の責務である。
問 4	正解 1、2、3、5 1 ○ 正しい 2 ○ 正しい 3 ○ 正しい 4 × 「出庫時刻及び帰庫時刻」については乗務前の点呼の項目として定められてない。 5 ○ 正しい
問 5	正解 2 1 要 列車との接触は報告かつ速報の義務あり(事故報告規則第 2 条 1 号) 2 不要 1 日以上入院、かつ 30 日以上通院傷害の場合は報告書を提出しなければならない。 3 要 横転は報告かつ速報の義務あり(事故報告規則第 2 条 1 号) 4 要 運転者の疾病による運転不能は報告する(事故報告規則第 2 条 9 号)
問 6	正解 4 1 ○ 安全な運転を継続できないおその時は申し出る。(運輸規則第 50 条第 1 項 3 の 3 号) 2 ○ 回送板の掲出(運輸規則第 50 条第 6 項) 3 ○ 必ず点検すること。(運輸規則第 50 条第 1 項 8 号) 4 × 旅客を誘導して退避させるとともに列車に対する防護措置をとる。旅客の安全が最優先である。(運輸規則第 50 条第 1 項 7 号)
問 7	正解 1 1 × やむを得ない事情がある場合という規定はない。初任運転者は必ず選任前に適性診断を受診させること。 2 ○ 高齢運転者に対する特別指導は適性診断の結果判明後 1 ヶ月以内に実施すること。 3 ○ 指導及び監督の指針(H13. 12. 3 国土交通省告示 1676 号)にて定義されている 4 ○ 事故惹起者の特別指導は再乗務前に実施する(外部研修例外)
問 8	正解 4 1 ○ 乗用については 40 で除した数+1 なので、 $(100 \div 40) + 1 = 3$ 名以上の運行管理者が必要 2 ○ 補助者の要件は、運行管理者資格者又は基礎講習受講済みの者。実務経験は資格とならない

	<p>3 ○ 正しい。(国土交通省告示 454 号 H24. 4. 13)</p> <p>4 × 特別講習に関して、当該事故の報告書を運輸支局長等に提出した日又は当該処分があった日ではなく、事故等があった日より 1 年以内(やむを得ない理由がある場合は 1 年 6 ヶ月以内)においてできる限り速やかに特別講習を受講させること。(国土交通省告示 454 号 H24. 4. 13)</p>
問 9	<p>正解 3</p> <p>1 ○ 車両法第 12 条(変更登録)所有者が 15 日以内に行う</p> <p>2 ○ 車両法第 67 条(自動車検査証の記載事項の変更及び構造等変更検査)使用者が 15 日以内に行う</p> <p>3 × 臨時運行許可証は有効期限 5 日 期間満了後 5 日以内に変更する。車両法第 34 条、第 35 条</p> <p>4 ○ 車両法第 11 条第 4 項(自動車登録番号標の封印等)</p>
問 10	<p>正解 2、4</p> <p>1 × 車両法第 66 条第 1 項 営業所ではなく自動車に備える</p> <p>2 ○ 車両法第 62 条第 5 項 (継続検査)</p> <p>3 × 車両法第 61 条第 1 項 旅客自動車の有効期間は 1 年である。</p> <p>4 ○ 施行規則第 44 条 1 ヶ月前から満了日までに車検を受け、次は、満了日の翌日から起算する。</p>
問 11	<p>正解 A-2 B-1 C-1 D-2</p> <p>車両法第 47 条 2 第 1 項(日常点検整備) 車両法第 48 条 (定期点検整備)事業用自動車は 3 ヶ月毎に定期点検を行う。</p>
問 12	<p>正解 2</p> <p>1 ○ 夜間 200 メートルの距離から確認できる赤色の灯火を発するものであること。</p> <p>2 × 正：後方に表示する灯光の色が白色である社名表示灯を備えることができる。 保安基準第 42 条、保基細目告示第 218 条第 3 項第 5 号</p> <p>3 ○ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第 36 条 1 項 6 号</p> <p>4 ○ 細目告示第 218 条 第 2 項第 8 号 乗合は赤色灯光の終車灯を備えることができる。</p>
問 13	<p>正解 2、4</p> <p>1 × 誤：歩行者及び自転車の通行の用に供するため、→正：歩行者の通行の用に供し、又は車道の効用を保つため、</p> <p>2 ○ 道交法第 2 条第 3 項第 1 号</p> <p>3 × 車両とは、自動車、原動機付自転車、軽車両及びトロリーバスをいう。</p> <p>4 ○ 道交法第 1 条(目的)</p>
問 14	<p>正解 1、4</p> <p>1 ○ 道交法第 30 条</p> <p>2 × 道交法第 30 条 他の車両(軽車両を除く)を追い越してはならない。</p> <p>3 × 勾配の急な上り坂ではなく、上り坂の頂上付近は追い越し禁止</p> <p>1 ○ 道交法第 32 条(割り込み等の禁止)</p>
問 15	<p>正解 A-2 B-1 C-1 D-2</p> <p>道交法第 66 条の 2 (過労運転等に係る車両の使用に対する指示) 第 1 項</p>
問 16	<p>正解 2</p> <p>1 ○ 道交法第 44 条第 1 号 駐停車禁止場所</p> <p>2 × 道交法第 44 条第 3 号 横断歩道、自転車横断帯の前後の側端からはそれぞれ 5 m</p> <p>3 ○ 道交法第 45 条第 1 項第 1 号 3 m</p> <p>4 ○ 道交法第 45 条第 2 項 3.5 m 以上</p>



問 17	<p>正解 3</p> <p>1 ○ 道交法 71 条 安全地帯に歩行者がいる場合は徐行</p> <p>2 ○ 一時停止または徐行</p> <p>3 × 安全な速度と方法で進行するのではなく、<u>徐行して安全を確認する</u></p> <p>4 ○ 一時停止または徐行</p>
問 18	<p>正解 2、4</p> <p>1 × 労基法第 19 条 解雇制限 休業する期間及びその後 <u>30 日間</u>は解雇してはならない。</p> <p>2 ○ 労基法第 22 条 退職時の証明 遅滞なく交付すること。</p> <p>3 × 労基法第 20 条 解雇予告の通知は <u>30 日前</u>から行う。</p> <p>4 ○ 労基法第 21 条 解雇予告の適用除外者</p>
問 19	<p>正解 1</p> <p>1 × 健康診断を受けた後 <u>3 ヶ月</u>を経過しない者を雇い入れる場合、その者が健康診断の結果を証明する書面を提出した場合雇入時健康診断は行わなくてよい。</p> <p>2 ○ 特定業務(深夜勤務等)以外の常時使用する労働者には 1 年以内ごとに 1 回定期健康診断を受診させる。</p> <p>3 ○ 深夜勤務の常時使用する労働者には 6 ヶ月以内ごとに 1 回定期健康診断を受診させる。</p> <p>4 ○ 深夜従事の労働者の健康診断に異常の所見がある場合は書面が事業者に提出されてから 2 ヶ月以内に医師からの意見聴取を行うこと。</p>
問 20	<p>正解 A-2 B-3 C-5 D-7</p> <p>自動車運転者の労働時間等についての改善のための基準 第 1 条</p>
問 21	<p>正解 4</p> <p>1 ○ 2 暦日で拘束時間が <u>21 時間</u>を超えないこと。継続 <u>20 時間</u>以上休息期間をとらなければならない。</p> <p>2 ○ 分割休息特例。1 日 1 回あたり継続 4 時間合計 <u>10 時間</u>以上 (全勤務の <u>2 分の 1</u>以内)</p> <p>3 ○ 2 人乗務の特例。車両内に体を伸ばせる休息設備がある場合は、1 日の最大拘束時間 <u>20 時間</u>まで延長可。休息期間は <u>4 時間</u>まで短縮可。</p> <p>4 × バス運転者のフェリー乗船時間は 2 時間は拘束時間、その他の時間は休息期間として取り扱う。ただし減算後の休息期間は 2 人乗務の場合以外はフェリー下船時刻から勤務終了時刻までの時間の <u>2 分の 1</u>を下回ってはならない。</p>
問 22	<p>正解 3</p> <p>労使協定もなく、車庫待ち等の就労形態でもないので、拘束時間は</p> <p>①2 暦日について 21 時間以内、② 1 ヶ月 262 時間でなければならない。</p> <p>①について</p> <p>1 日目～2 日目…20 時間、3 日目～4 日目…21 時間、7 日目～8 日目…20 時間</p> <p>9 日目～10 日目…21 時間、11 日目～12 日目…21 時間、15 日目～16 日目…21 時間</p> <p>17 日目～18 日目…20 時間、20 日目～21 日目…21 時間、22 日目～23 日目…21 時間</p> <p>24 日目～25 日目…21 時間、28 日目～29 日目…21 時間、<u>30 日目～31 日目…22 時間</u></p> <p>2 暦日についての拘束時間 21 時間を超えているのは、30 日目～31 日目の 22 時間の 1 回である。</p> <p>②1 ヶ月の拘束時間は 250 時間であり、改善基準に違反していない。</p>
問 23	<p>正解 3、4</p> <p>バス運転者等の労働時間等の改善基準第 5 条第 1 項第 4 号</p> <p>運転時間は 4 週平均 <b>40 時間/週</b>以内</p> <p>労使協定があり、かつ 16 週/52 週中までの 4 週平均で <b>44 時間/週</b></p> <p>1 × 40 時間を超えるものが、9～12 週(44 時間)、21～24 週(44 時間)、25～28 週(43 時間)、37～40 週(44 時間)、49～52 週(44 時間)の 5 回あるので、改善基準に違反している。</p> <p>2 × 13～16 週が 45 時間で、44 時間を超えているので、改善基準に違反している。</p> <p>3 ○ 40 時間を超えるものが、9～12 週(44 時間)、25～28 週(44 時間)、45～48 週(44 時間)の 3 回あり、いずれも 44 時間以内であり、さらに 52 週間の運転時間の合計も <math>40 \times 4 \times 13 = 2,080</math> 時間を超えていないため改善基準に違反していない。</p> <p>4 ○ 40 時間を超えるものが、9～12 週(44 時間)、37～40 週(44 時間)、45～48 週(44 時間)、49～52 週(44 時間)の 4 回あり、いずれも 44 時間以内であり、さらに 52 週間の運転時間の合計も 2,080 時間以内であるため改善基準に違反していない。</p>

問 24	<p>正解 1-不適 2-適 3-適 4-不適</p> <p>1 不適 運行管理者は、補助者の指導・監督だけでなく、運行管理業務全般を行う。点呼の 2/3 未満の範囲で補助者に点呼を行わせることができる。</p> <p>2 適 正しい。</p> <p>3 適 正しい。</p> <p>4 不適 運行管理者は、安全を確保する業務として、事業者に助言をし、事業者はその助言を尊重する。</p>
問 25	<p>正解 1-不適 2-適 3-不適 4-不適</p> <p>1 不適 点呼は、運行管理規程に明記の上、総点呼数の 2/3 未満までは、補助者に行わせることができる。設問の場合、7 割を超えて行わせているので不適である。</p> <p>2 適 携帯用であっても日々検知器の使用可能が営業所で確認されているものであれば可能である。</p> <p>3 不適 乗務前の点呼における疲労、疾病等により安全な運転をすることができないおそれがあるか否かの確認は、<u>すべての運転者に対して行わなければならない</u>。</p> <p>4 不適 運行管理規程に明記されているように、コピーではなく、免許証を提示させ、確認を行うこと。</p>
問 26	<p>正解 1-不適 2-不適 3-適 4-不適</p> <p>1 不適 日常点検事項であるワイパー払拭状態について異常がある場合は、必ず整備された状態でなければ、運行させてはならない。日常点検の結果を踏まえては整備管理者が運行の可否を決定するため、必ず確認をとること。</p> <p>2 不適 運行管理者が行う運転者に対する指導・監督は継続的・計画的に行うこと。</p> <p>3 適 他の一般乗合旅客自動車運送事業者に勤務していたのが 3 年を超えて以前であるので、<u>初任運転者としての適性診断、教育研修を、選任前に実施すること</u>。</p> <p>4 不適 体調に違和感がある場合は必ず医師の診断を受けさせること。</p>
問 27	<p>正解 1-適 2-不適 3-適 4-適</p> <p>1 適 内輪差による巻き込み事故に注意する</p> <p>2 不適 同じ距離であっても、運転席が高い位置にある大型車の場合は車間距離に余裕があるように感じられる</p> <p>3 適 近年交通白書に関する出題はほとんど見られなかったが、1 肢のみ出題された。近年のおおまかな交通事故の傾向を確認しておくといよい。国土交通省のホームページなどで確認できる。(http://www.mlit.go.jp/)</p> <p>4 適 二輪車は速度が遅く感じたり、実際より遠くに見えたりする。</p>
問 28	<p>正解 1-適 2-不適 3-不適 4-適</p> <p>1 適 必ず医師の意見を聴取すること</p> <p>2 不適 運行の判断は、運転者自らが行うのではなく、運行管理者が判断する。運転者は体調の不良で運行の継続が難しい場合は必ず運行管理者に伝え、運行管理者は、交替運転手を手配するなど、安全に運行できる体制をつくる。</p> <p>3 不適 睡眠時無呼吸症候群は血液が濃くなり狭心症や心筋梗塞の合併症の可能性あり。</p> <p>4 適 1 単位のアルコールを処理するには概ね 4 時間であるが、個人差があることに注意する。</p>
問 29	<p>正解 ア-1 イ-2 ウ-1</p> <p>ア 空港(C 地点)からさかのぼって計算する。 ホテル(B 地点)から空港(C 地点)まで 180km の距離を時速 45km ということは、 時間=距離÷速度であることから <math>180\text{km} \div 45\text{km/h} = 4</math> 時間かかる。つまり、12 時の 4 時間前の 8 時にホテル(B 地点)を出発したことになる。 ホテル(B 地点)では乗客の乗車に 30 分要するため、ホテル(B 地点)に到着したのは 7 時 30 分 A 営業所からホテル(B 地点)まで 30km の距離を時速 30km ということは、 <math>30\text{km} \div 30\text{km/h} = 1</math> 時間 つまり 7 時 30 分の 1 時間前に A 営業所を出庫したということになる。</p>

	<p>イ D地点に到着した時間が不明なので、まずそこから考える。空港(C地点)を13時30分に出発して150kmを時速50kmで走行している。  <math>150\text{km} \div 50\text{km/h} = 3\text{時間}</math> つまり、D地点に到着したのは13時30分の3時間後の16時30分である。  15分休憩して16時45分に出発し、17時45分に帰庫することから、D地点からA営業所までの所要時間は1時間である。  距離=速度×時間なので <math>30\text{km/h} \times 1\text{時間} = 30\text{km}</math> となる。</p> <p>ウ 乗客の乗車や降車も運転の中断と考える。4時間につき1回につき10分以上合計30分以上の運転の中断が必要である。  A営業所からホテル(B地点)まで1時間の運転→ホテル(B地点)で30分の運転中断  →ホテル(B地点)から空港(C地点)まで4時間の運転 →空港(C地点)で1時間30分運転中断  →空港(C地点)からD地点まで3時間の運転 →D地点で15分の休憩  →D地点からA営業所まで1時間の運転 →帰庫  となるため、連続運転は見られない。</p>
問30	<p>正解 5  直接的に有効なものを考える。</p> <p>ア × 当該運転者は適性診断を受診し、結果に応じた個別指導を受けていたため、直接的に有効とは言えない。</p> <p>イ ○ 夜間ワンマン運行を行っている運転者に対して、深夜業従事者に対する定期健康診断を受診させ、異常に対して医師の診断を受けさせることが、事故防止対策となる。</p> <p>ウ ○ 本人から申し出がなくても、運行管理者は運転者の状態を詳細に観察しなければならない。</p> <p>エ ○ 生活習慣病に起因して突然死が起こりうることを十分に理解させる。</p> <p>オ × 運行指示書に関して当該事故では特に不備ということではなく、労働時間に関しても、重大な違反があったわけではないため、直接的に有効とは言えない。</p> <p>カ × 直接的に有効な対策ではない。</p> <p>キ ○ 当該事故において乗客の半数がシートベルトを着用していなかったという事実があるため、直接的に有効である。</p> <p>ク × 日常点検・定期点検整備は実施していたため、直接的に有効とは言えない。</p>